

鳥取県訓令第1号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第1条 この訓令は、職員（<u>任用期間が1月未満の臨時任用職員を除く。</u>）の任免に係る発令の方法、発令の形式その他の発令に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この訓令は、職員（<u>雇用期間が16日未満の臨時任用職員を除く。</u>）の任免に係る発令の方法、発令の形式その他の発令に関する事項を定めるものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成21年1月16日から施行する。